

## 令和4年度戦略商材の海外販路開拓業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和4年度戦略商材の海外販路開拓業務委託

### 2 委託業務の目的

三重県は伊勢茶の輸出において、大ロットでの輸出を実現するため、伊勢茶輸出プロジェクト（※1）を中心に海外の現地企業に対し、加工品等の原料としての伊勢茶活用を提案している。令和元年度から、海外拠点を持つ旅行事業者と連携し、アゼルバイジャンの食品企業2社と伊勢茶新商品の開発を行い、同国への輸出を開始した。令和2年度には、ベトナムで伊勢茶のプロモーション活動を行い、令和3年度には、イギリス、スペイン、ドイツ、イタリア、UAE（うちドバイ首長国）に試験輸出を行った。

今後、更なる伊勢茶の輸出量の拡大及び定番化を図るためには、ターゲット国（※2）における販路拡大が必要である。

そこで、海外拠点を持つ事業者等と連携し、現地の嗜好に対応した伊勢茶新商品の開発・展開に合わせて、訴求効果が大きい茶の健康効果等を伝えるプロモーションに取り組むなど、伊勢茶のブランド認知の向上を図り、流通拡大をめざす。

※1 伊勢茶輸出プロジェクトは三重県の主要な茶生産者、製茶事業者、市場開設者、三重県を構成員とし、産地全体から茶を集められる体制を整え、伊勢茶の輸出に取り組んでいる。

※2 ターゲット国はこれまでの事業成果から、ベトナム、ヨーロッパ諸国（イギリス、スペイン、ドイツ、イタリア）、UAEとする。

### 3 契約条件

- (1) 契約期間：契約の日から令和5年3月10日（金）まで
- (2) 成果品：業務完了報告書 1部（様式自由）
- (3) 成果品の提出期限 令和5年3月10日（金）

### 4 委託業務の内容

- (1) ターゲット国における伊勢茶を活用した新商品開発及び販路の開拓  
現地ニーズに応じた伊勢茶の新商品開発を行い、それら商品について現地の方々へのPRを実施することで、販路の開拓を行う。

PRの手法については、他国産の緑茶との差別化を図るため、伊勢茶の品質の高さ等を訴求する内容にするとともに、伊勢茶の試飲会の実施、テスト販売や現地インフルエンサー等の活用をとおして、伊勢茶の認知度向上を図る。

- 1) 新商品の開発数：2か国以上のターゲット国で、合計3商品以上
- 2) 伊勢茶の認知度向上に係る活動：2か国以上のターゲット国で、のべ7回以上

※活動回数は以下のアからウまでの合計とする。ただし、アについては5回以上とし、イ、ウについてはそれぞれ1回以上とする。

ア. 新商品を含む伊勢茶商品の試飲会（以下を満たすこととする。）

① 2か国以上のターゲット国で実施すること

② 参加者数：のべ100名以上

イ. 新商品を含む伊勢茶商品のテスト販売

ウ. インフルエンサー等によるSNSを活用した情報発信活動

## (2) 事業実施報告書の作成

事業の実施内容及び実施効果等を記載した事業実施報告書を作成する。報告書には、下記の項目を記載すること。

① 本事業の概要

② 事業の実施内容

③ 事業の実施結果・状況報告

④ 今後の海外での販売拡大に向けた提案

## 5 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と十分に協議して進める。

(2) 受託者の当該業務を行う主たる拠点（事務所等）は国内外を問わないが、三重県と受託者の綿密な連携により円滑に業務が実施できる体制をとること。

(3) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。

(4) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

(5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。

(6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

## 6 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、

契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

## 9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - 1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - 2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - 3) 三重県農林水産部農産園芸課に報告すること。
  - 4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県農林水産部農産園芸課と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1) 2) 又は3) の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 12 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取

扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。

(4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする

### 1 3 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班

担当：竹内、駒田

電話：059-224-2543 FAX：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp